

佐賀労働局発表  
平成23年5月31日



担	佐賀労働局総務部企画室
当	企画室長 米田 貢 労働紛争調整官 貞木 竜成 (電話 0952-32-7167)

## 平成22年度における個別労働紛争解決制度の施行状況について

～労働相談件数は過去最高～

### <平成22年度の佐賀労働局の実績>

- ① 相談は7,598件あり、そのうち個別紛争相談は2,095件ありました。
- ② 民事上の個別紛争相談のうち、「助言・指導」申出受付件数は、82件ありました。
- ③ また「あっせん」申請受理件数は、82件でした。

※「助言・指導」・助言・指導とは、労働局の職員が、紛争の相手に対し、問題点を示すなどにより、解決のためのアドバイスをするサービスのことです。

「あっせん」・あっせんとは、佐賀紛争調整委員会（教授・弁護士等により構成）の委員が、双方の間に入って、和解のための話し合いを手伝うサービスのことです。

個別労働紛争解決制度は、『個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律』の施行に伴い、平成13年10月からスタートしました。

本制度による総合労働相談コーナーは、佐賀労働局総務部企画室のほか、県内四箇所（佐賀・唐津・武雄・伊万里）にも設置されています。

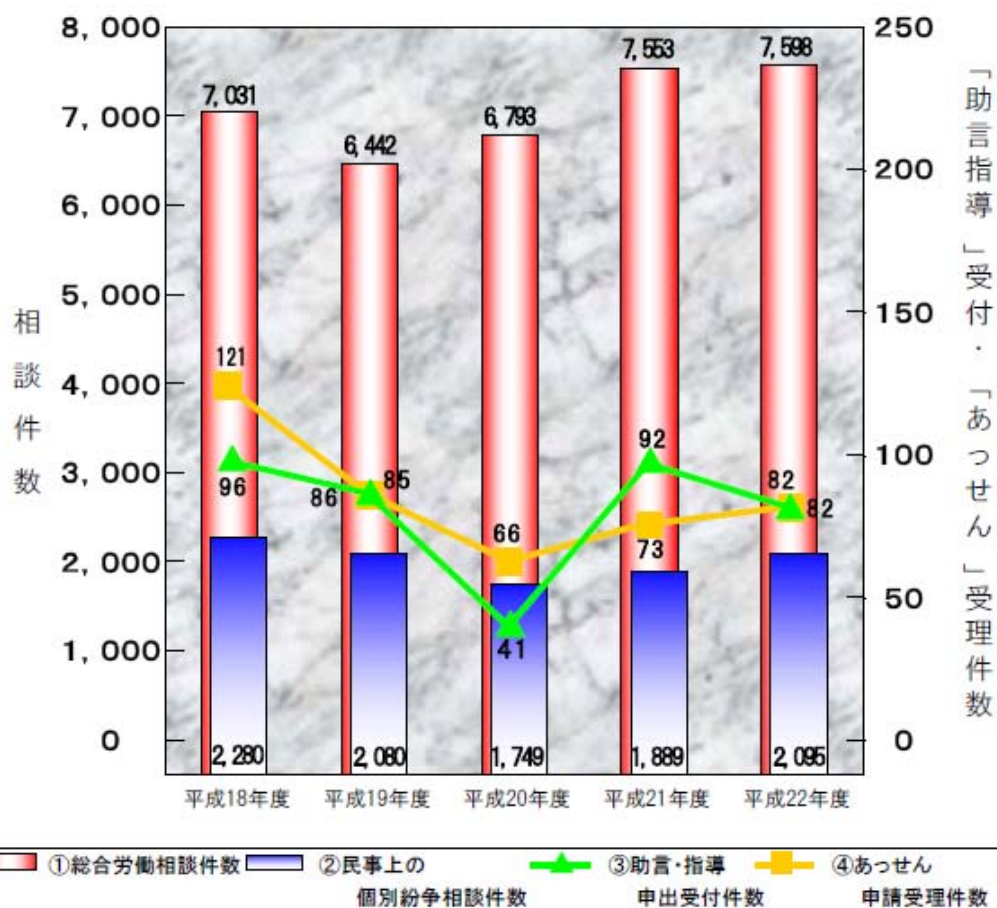
この制度利用のメリットは、法的強制力はないながらも、① 秘密（非公開）のうち、② 簡単に、速やかに、③ 無料で解決が図れるところです。

また、相談についても、秘密を堅く守っておりますし、費用も予約もいりませんので、安心してご利用いただいているところです。

もちろん、「助言・指導」、「あっせん」を含め、事業主側からも利用できます。お困りの時は、まずは、電話でお気軽にご相談ください。

# 個別労働紛争解決制度利用状況（佐賀労働局）

平成23年4月現在



	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
①総合労働相談件数 (②を含む)	7,031	6,442	6,793	7,553	7,598
②民事上の 個別紛争相談件数	2,280	2,080	1,749	1,889	2,095
③助言・指導 申出受付件数	96	86	41	92	82
④あっせん 申請受理件数	121	85	66	73	82